

**令和3年度森林づくり基金活用事業一般公募型
活動組織募集案内（申請前に必ずお読みください）**
募集期間（令和3年5月6日～6月30日）

令和3年5月
公益社団法人京都モデルフォレスト協会

森林づくり基金活用事業は企業等からの寄付金等を府内の森林整備等に活用し、森林の公益的機能の良好な発揮とモデルフォレスト運動の推進に資する事業です。

令和3年度事業の一般公募型についても昨年同様CO₂吸収源対策に特化した人工林・天然林の除間伐を優先して採択することとします。

1 対象となる組織

多様な活動主体で組織する団体、森林内活動を行うNPO・ボランティア団体・グループ等、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、民間林業事業体、京都モデルフォレスト協会。

2 対象森林

京都府豊かな緑を守る条例に基づく森林利用保全重点区域内や企業・府民等の参画のもとに行われる事業地。

3 事業実施の要件

(1) 活動組織の要件

- (ア) 代表者が定められていること。
- (イ) 京都府内に事務所を置いていていること。
- (ウ) 活動組織の運営に関する規約等を定めていること。

(2) 利用協定等

- (ア) 活動組織の代表者と森林所有者の間で下記事項を定めた協定書を締結していること。

(必要事項)

協定の締結者の住所氏名／協定の目的／協定期間／協定の対象となる森林／活動計画／その他必要な事項

- (イ) 活動組織や活動組織の構成員が森林所有者である場合には、土地の使用に関する権限が確認できるもので協定に替えることができます。

(3) 安全講習会等への参加

事業実施主体は活動参加者に対し、活動期間中、年1回以上の安全講習会や森林施業技術の向上のための講習会を実施するか、又は他の団体等が実施するこれらの講習会を活動参加者に受講させること。

(4) その他の要件

本事業に関する要綱、運用の内容に沿って活動を行うこと。

4 事業実施の期間

事業実施の期間は交付決定通知後から令和4年1月末日までとする。

5 書類提出に当たっての注意事項

- (1) 実施計画書の提出期限は令和3年6月30日（水）までです。書類到着後、内容に関する問い合わせや修正、追加書類の提出等求める場合があります。求めに対して速やかにご対応いただけない場合は受理できませんのでご注意願います。
- (2) 実施計画書には、要綱で定める様式の他に実施方針書（別添1）を作成の上、添付すること。
- (3) 申請する森林面積は、点在する箇所ごとに最低0.1ha以上（小数点第二位以下切り捨て）必要です。
- (4) 申請する森林面積は、利用協定を締結した森林のうち、当該年度内に活動を行う箇所の面積です。
- (5) 森林面積は、森林計画図等の図面（縮尺1/5000以上）から算出してかまいません。図測出来ない場合は実測すること。
- (6) 交付金額は、千円単位（千円未満切り捨て）で申請すること。
- (7) 実績報告書には、要綱で定める様式の他に活動記録簿（別添2）、写真整理帳（別添3）及び出納簿（別添4）を作成の上、添付すること。
- (8) 活動組織で行うことが難しい作業等については、一部を森林組合などに作業委託することができます（活動全体を委託することは認められません）。
- (9) 1活動組織当たりの単年度の交付額の上限は100万円です。

6 事業結果の報告

事業実施者は事業完了後に開催する事業結果報告会へ参加いただき、活動内容・成果を報告していただきます。

7 その他

- (1) 審査の結果、採択・不採択については文書にて通知します。
- (2) 申請内容は、当協会及び京都府、市町村で情報を共有いたしますのでご了承ください。
- (3) 採択された活動組織・活動内容については、当協会ホームページ等に掲載いたしますのでご了承ください。
- (4) 申請、活動においては、次の①～③の資料を必ず読み、内容を把握してください。 資料は当協会ホームページに掲載されています（これらは今後、改正になる可能性があります。改正時期が採択後であっても、改正内容を遵守して下さい）。
 - ①本案内資料
 - ②森林づくり基金活用事業実施要綱
 - ③森林づくり基金活用事業の運用について

8 申請書の提出先・問い合わせ先

公益社団法人京都モデルフォレスト協会

〒604-8424 京都市中京区西ノ京樋ノ口町123 京都府林業会館3F

TEL：075-823-0170（代表） FAX：075-823-0170

メール：kyomori@kyoto-modelforest.jp